

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



相続・贈与編

Q 私は製造業の会社を営んでいますが、その息子に会社を譲りたいと考えています。しかし、自社株式の生前贈与による事業承継についてはいろいろ考慮すべき問題があると感じました。問題点とその対応方法について教えてください。

A 生前のうち、経営者がこれまで育ててきた会社を後継者に譲る際には、後継者の自立を促したり、将来における株価の上昇による相続税額の上昇を抑えることができるというメリットがあります。しかしながら、生前贈与に関しては贈与税課税の問題と遺留分の問題という大きく2つの問題点があります。

①贈与税の問題 自社株式を贈与した場合、その時点で相続税評価額に基づいて後継者に贈与税が課されますが、贈与税率は最高50%であることからこの贈与税が非常に高額になるケースが多くあります。②遺留分の問題

法が制定され、上記2つの問題点が一部解消されることとなりました。(1)贈与税の問題への対応：非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度

贈与者の親族である後継者が、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社を営んでいた贈与者(先代経営者)から、贈与によりその保有する非上場株式の全部(贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済株式の総数の3分の2に達するまでの部分に限る。)を取得し、その会社を営んでいる場合には、その猶予対象株式の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予する、というものです。

この制度の活用により、生前贈与時の税負担を繰り延べることができ(2)遺留分の問題への対応：遺留分に関する民法の特例 遺留分の特例とは、後継者を含む遺留分を有する推定相続人全員の合意により、先代経営者から

後継者に贈与された自社株式について、遺留分算定の基礎財産への算入において一定の制限を設けるものです。具体的には、①自社株式の価額を遺留分算定の基礎財産に含めないこととする。②遺留分算定の基礎財産に算入すべき自社株式の価額を予め固定することにより、その後の業績アップによって自社株式の価額が上昇し遺留分が増大してしまうことを防ぐことができます(除外合意)。また、③遺留分算定の基礎財産に算入すべき自社株式の価額を予め固定することにより、相続発生時の遺留分減殺請求によって自社株式が分散してしまうのを防ぐことができます(除外合意)。

これらの民法の特例が定められる前にも、遺留分の放棄という手続きがありました。しかし、この場合、放棄しようとする非後継者が自分で家庭裁判所に申立てをして許可を受けなければならず、放棄のメリットが少ない非後継者に大きな負担を課すこととなっていました。この点、特例の場合には、推定相続人全員の合意を得る必要はありませんが、以降の手続きは後継者が単独で行える点で利用のしやすさは向上していると言えるでしょう。

(3)まとめ これらの制度を活用するためには、資本金や従業員数において中小企業者の要件を満たしていることや、経済産業大臣の承認、贈与株式数の制限、贈与税の納税猶予に関しては贈与後も継続的な必要要件があるなど、満たすべき要件は多いですが、生前贈与を行う際には活用を検討してみたいかがでしょうか。

小谷野幹雄 (こやの・みきお) 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。 ホームページアドレス http://www.koyano-cpa.gr.jp/